

豊山町子ども読書活動 推進計画(第4次) (案)

令和8年～令和12年度

豊山町教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国・県の動向	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の対象者	3
5 計画の期間	3
6 計画体制	4
第2章 読書の現状	5
1 国の現状	5
2 県の現状	6
3 町の現状	7
4 第3次計画の取組状況	14
5 アンケート調査の概要	17
第3章 現状から見える課題のまとめ	43
第4章 第4次計画の基本方針	44
1 基本理念	44
2 基本方針	45
3 基本体系	47
第5章 第4次計画の目標値及び具体策	48
1 目標値	48
2 目標値達成に向けた具体策	51
第6章 計画の推進	55
1 読書計画の推進に向けた体制の充実	55
2 計画の周知	55
3 計画の進行管理	55
資料編	56
1 計画の策定経過	56
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	57
3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	60
4 豊山町生涯学習推進審議会条例	65
5 用語説明	67

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

現代は情報があふれ、子どもたちは多くの選択肢の中から自分の道を見つけていくことが求められています。その中で、「読書」は新しい世界を知るきっかけとなり、人生のさまざまな場面で役立つ力を養う大切な手段のひとつとなります。子どもは読書を通じて、「言葉を学ぶ力」を身につけ、「感性を磨く力」を育み、さらに「表現力を高める力」や「想像力を豊かにする力」を伸ばしていくことができます。子どもは、本と出会うことで読書の楽しさに気付き、様々な発見をしたり感動したりします。読書活動は、子どもにとって人生をより豊かにするうえで欠かすことのできないものです。

しかしながら、近年、インターネットやスマートフォン等の情報通信手段が急速に普及するとともに、子どもの生活環境の変化や多様化により子どもの「読書離れ」が懸念されています。

このような状況の中で、子どもたちが必要に応じた読書機会を得られ、主体的に読書を親しむ習慣が身につくよう家庭・社会・学校が連携し、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

本町においては、すべての子どもがいつでも本を身近に感じ、豊かな読書活動を続けていくことができるよう、また同時に子どもの読書習慣の形成に深く関わる保護者自身が読書に目を向けるようにと、平成23年3月に「豊山町子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、平成28年3月に「同計画（第2次）」、令和3年3月に「同計画（第3次）」を策定し、「豊かな心をはぐくむ読書の推進」のテーマのもと、様々な施策を実施してきました。

今回、子どもを取り巻く読書環境の変化や「豊山町第5次総合計画」をはじめとした上位・関連計画を踏まえ、本町の全ての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭・社会・学校などの役割をそれぞれ示し、読書活動の指針となるものとして、新たに「豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定しました。

2 国・県の動向

国は、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、環境整備を推進することを基本理念としました。平成 14 年 8 月には同法に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」）を策定し、その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、令和 5 年 3 月までに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 5 次）」を策定しています。

第 5 次基本計画の基本方針では、

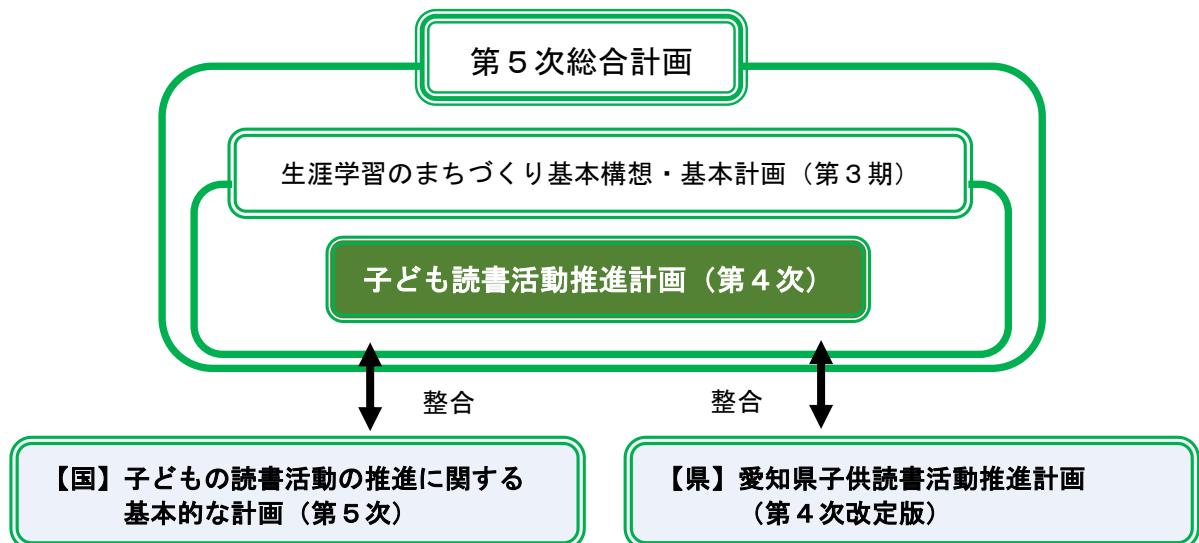
- （1）不読率の低減
- （2）多様な子どもたちの読書機会の確保
- （3）デジタル社会に対応した読書環境の整備
- （4）子どもの視点に立った読書環境の整備

が取り上げられています。本町においても、この基本方針に則り計画を策定しました。

愛知県においては、国の基本計画を踏まえ、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、平成 16 年 3 月に「愛知県子供読書活動推進計画」（以下、「推進計画」）、平成 21 年 9 月には推進計画（第 2 次）、平成 26 年 3 月には推進計画（第 3 次）、平成 31 年 3 月には推進計画（第 4 次）が策定されました。この計画は、令和 5 年度末までの計画でしたが、計画期間中に起きたコロナ禍により、計画の取組が実施できなかったこと、また令和 7 年度に次期あいちの教育ビジョン（教育振興基本計画）に統合することとしたため、統合まで期間を延長した改定版が作成されています。

3 計画の位置付け

本計画は「豊山町第5次総合計画」の下位計画である「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」にて取り組む施策の一つとして位置付けられており、以下の関連する計画との整合性を図り策定します。



4 計画の対象者

本計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

また、保護者や子ども読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

5 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

6 計画体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた計画内容とするため、有識者や生涯学習関連団体等から構成される「生涯学習推進審議会」及び町内小中学校の図書室担当教諭などから構成される「読書活動連絡会」において議論を重ね、策定しました。

また、計画の策定にあたり、現在の子どもたちの読書活動のニーズ及び課題を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、計画への町民の意見・要望を把握するためパブリックコメントを実施しました。

第2章 読書の現状

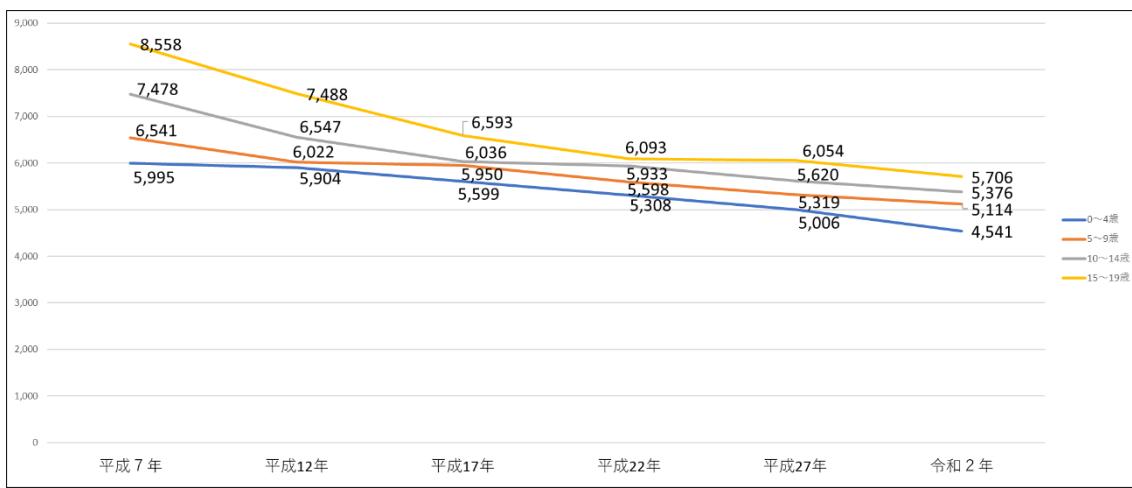
1 国の現状

(1) 子どもの人口

日本の子ども（0～19歳）の人口は、国勢調査によると、減少傾向にあります。

子どもの人口

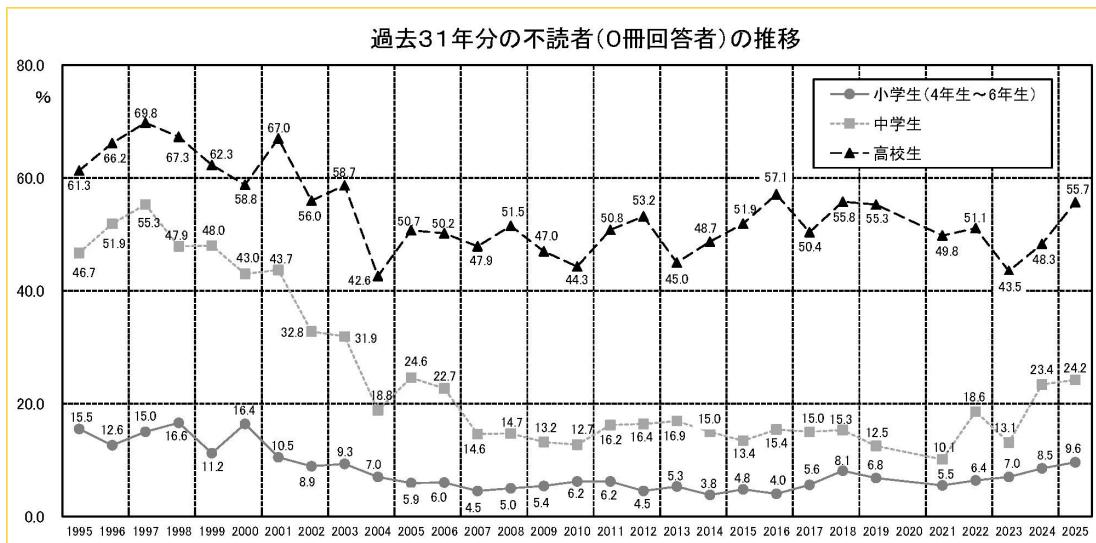
単位（千人）



資料：「総務省統計局」HPより作成

(2) 不読率

「学校読書調査」によると、令和6年度と令和7年度の調査では、小学生は1.1%増の9.6%、中学生は0.8%増の24.2%、高校生は7.4%増の55.7%などの年代も不読率が上昇しています。



資料：「学校読書調査」（全国学校図書館協議会）

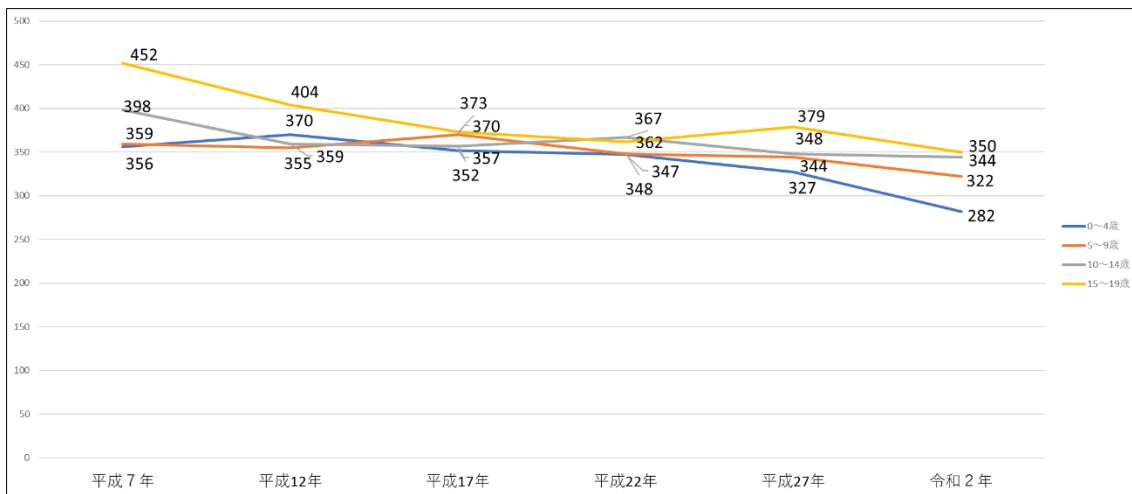
2 県の現状

(1) 子どもの人口

愛知県の子どもの人口（0～19歳）は、国と同様に減少傾向にあります。

子どもの人口

単位（千人）



資料：「総務省統計局」HPより作成

(2) 不読率

令和7年7月に実施された「愛知県子供読書活動実態調査」によると、愛知県の子どもの不読率は、小学生は16.7%、中学生は21.0%、高校生は46.9%という結果でした。特に小学生の不読率が前回調査の令和4年度より大きく上升しています。

不読率

単位（%）



資料：「愛知県子供読書活動実態調査」（愛知県HPより抜粋）

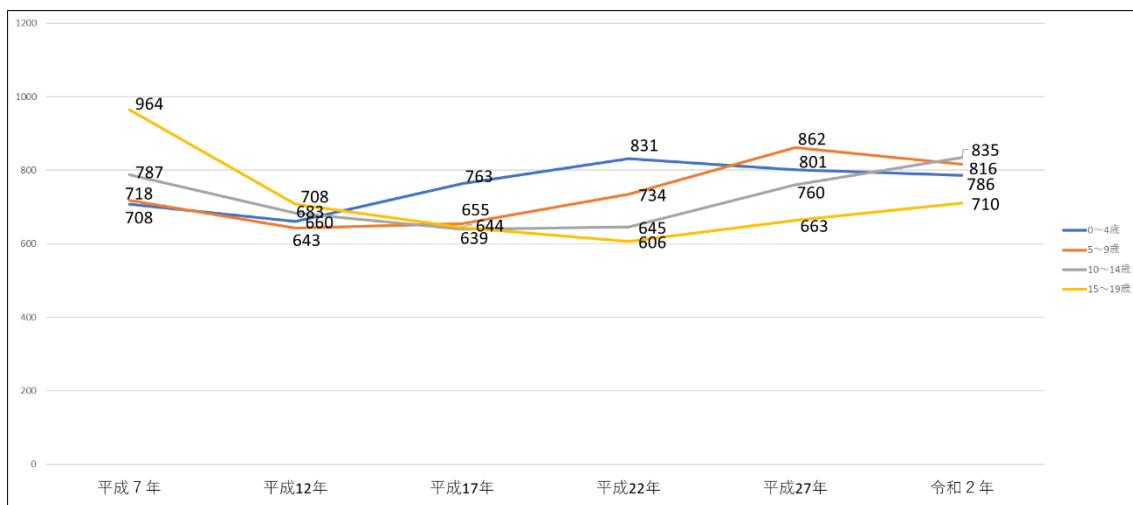
3 町の現状

(1) 子どもの人口

豊山町の子どもの人口（0～19歳）は、平成7年から平成12年にかけて、減少していますが、その後は緩やかに増加傾向にあります。

子どもの人口

単位（人）



資料：豊山町統計資料集

(2) 不読率

豊山町においては、第4次計画策定の際にアンケート調査を行いました（後述）。今回の調査では、小学生は26%、中学生は33%、高校生は47%という結果であり、5年前と比べ大きく上昇しています。国及び県の調査と比較しても高い傾向にあります。

不読率

	小学生	中学生	高校生
令和2年度	8.9%	14%	
令和7年度	26%	33%	47%

(3) 社会教育センターの状況

社会教育センター図書室（以下、町図書室）は、本町唯一の図書館施設として、昭和 63 年に開館し、町内外問わず多くの方に利用されています。令和 6 年度の町図書室の蔵書数は 86,772 冊であり、特に児童書・絵本を中心に図書の充実を図りました。

社会教育センター図書室の蔵書数（視聴覚資料除く）単位（冊）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童書	13,506	13,743	13,870	14,114
絵本	6,768	7,043	7,306	7,524
児童書計	20,274	20,786	21,176	21,638
一般書	66,084	65,721	65,355	65,134
蔵書合計	86,358	86,507	86,531	86,772

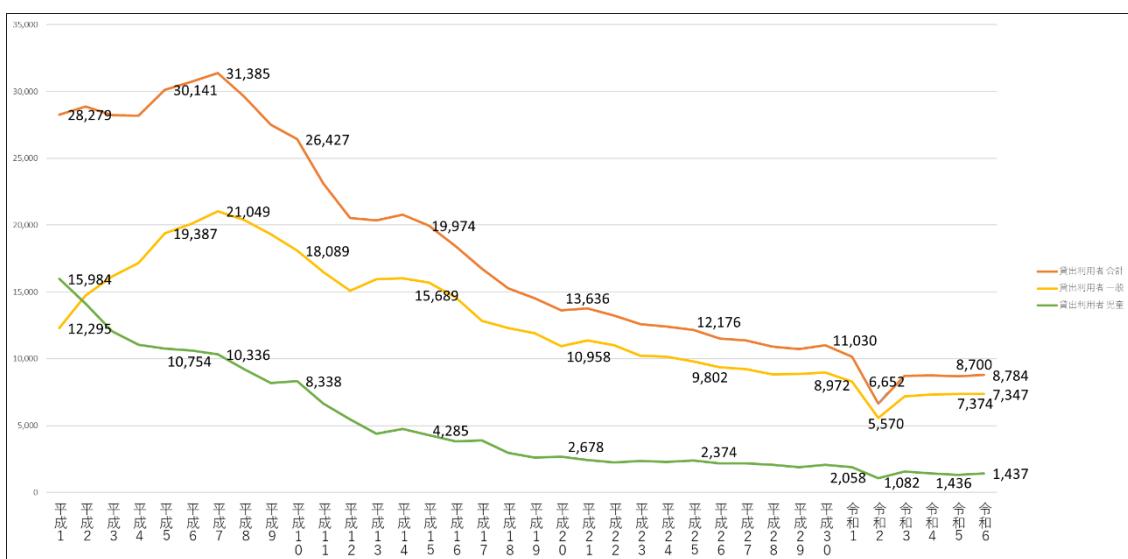
各年 3 月 31 日現在

資料：豊山町統計資料集

また、町図書室の貸出利用者数は、平成 7 年ごろをピークに減少傾向が続いています。平成 7 年度の貸出利用者数 31,385 人に対し、令和 6 年度の貸出利用者数は 8,784 人であり、大きく減少していることが分かります。

町図書室の貸出利用者数

単位（人）

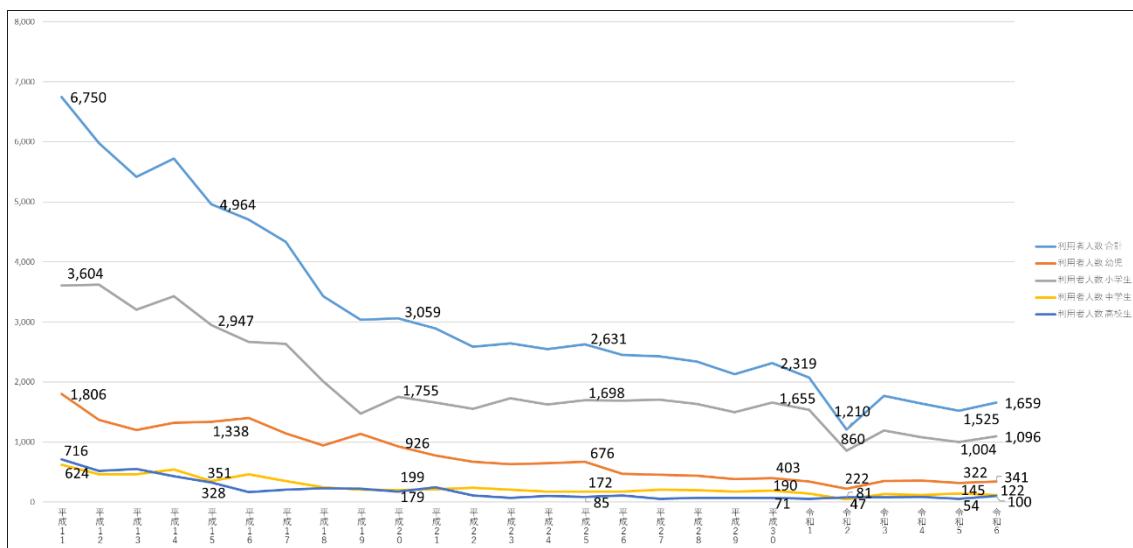


資料：豊山町統計資料集

さらに、18歳以下の子どもの町図書室の貸出利用者数においても平成11年から各世代とも大きく減少しています。

町図書室の貸出利用者数（18歳以下）

単位（人）



資料：豊山町統計資料集



社会教育センター図書室

(4) 町立保育園及び学校の状況

本町には、豊山保育園、富士保育園、青山保育園の3つの町立保育園と、豊山小学校、新栄小学校、志水小学校の3つの小学校と豊山中学校があります。

まず、保育園の園児数は、豊山保育園は微減傾向にありますが、富士及び青山保育園は横ばいで推移しています。

各保育園の園児数

単位（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山保育園	171	166	155	152
富士保育園	138	145	131	136
青山保育園	77	69	76	81
合 計	386	380	362	369

各年4月1日現在

資料：豊山町統計資料集

次に、児童生徒数は、小学校全体及び中学校ともに減少傾向にあります。

各学校の児童生徒数

単位（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山小学校	378	391	386	385
新栄小学校	322	306	290	269
志水小学校	282	284	289	299
小学校計	982	981	965	953
豊山中学校	542	535	528	490
合 計	1,524	1,516	1,493	1,443

各年4月1日現在

資料：豊山町統計資料集

また、図書室の蔵書数は、各学校ともに増加傾向にあります。

各学校図書室の蔵書数

単位（冊）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山小学校	6,246	6,730	6,770	7,070
新栄小学校	8,190	8,494	8,707	9,024
志水小学校	6,463	6,786	7,180	7,548
小学校計	20,899	22,010	22,657	23,642
豊山中学校	16,399	16,653	16,402	16,786
合 計	37,298	38,663	39,059	40,428

各年5月1日現在

現在資料：学校経営案

最後に、貸出冊数は、全体として増加傾向にあります。

各学校図書室の貸出冊数

単位（冊）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山小学校	7,241	7,486	9,047	8,436
新栄小学校	10,412	7,572	6,286	7,054
志水小学校	3,486	8,921	8,637	9,233
小学校計	21,139	23,979	23,970	24,723
豊山中学校	1,062	1,485	1,362	925
合計	22,201	25,464	25,332	25,648

各年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ



豊山小学校図書室



新栄小学校図書室



志水小学校図書室



豊山中学校図書室

（5）読み聞かせ会の状況

読み聞かせ会は、子どもが本や言葉の世界に親しみ、想像力や心を育むとともに人と人とのつながりを深める会です。

本町では、社会教育センターにおいて小学生低学年及び乳幼児とその保護者を対象にボランティア団体による読み聞かせ会を定期的に実施しています。

また各小学校においても、通学している児童の保護者などによるボランティア団体が定期的に学校内で読み聞かせを実施しています。

社会教育センターの児童遊戯室において、「ゆめっ子」と「絵本の森」の2つの読み聞かせ団体が定期的に読み聞かせ会を開催しています。各団体の状況は次のとおりです。

①「ゆめっ子」

ゆめっ子は、昭和63年から活動している読み聞かせ団体です。社会教育センター児童遊戯室において毎月第3土曜日に開催しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加人数が少ない状況でしたが、参加人数は増加傾向にあります。

「ゆめっ子」の読み聞かせ会の参加人数（累計） 単位（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	9	78	110	139

各年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ



読み聞かせ会（ゆめっ子）の様子

② 「絵本の森」

「絵本の森」は令和4年度から活動している読み聞かせ団体です。社会教育センター幼児遊戯室において、偶数月第1土曜日に開催しています。参加人数は、一定数維持しています。

「絵本の森」の読み聞かせ会の参加人数（累計）

単位（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7回開催)
参加人数	54	69	79

各年3月31日現在

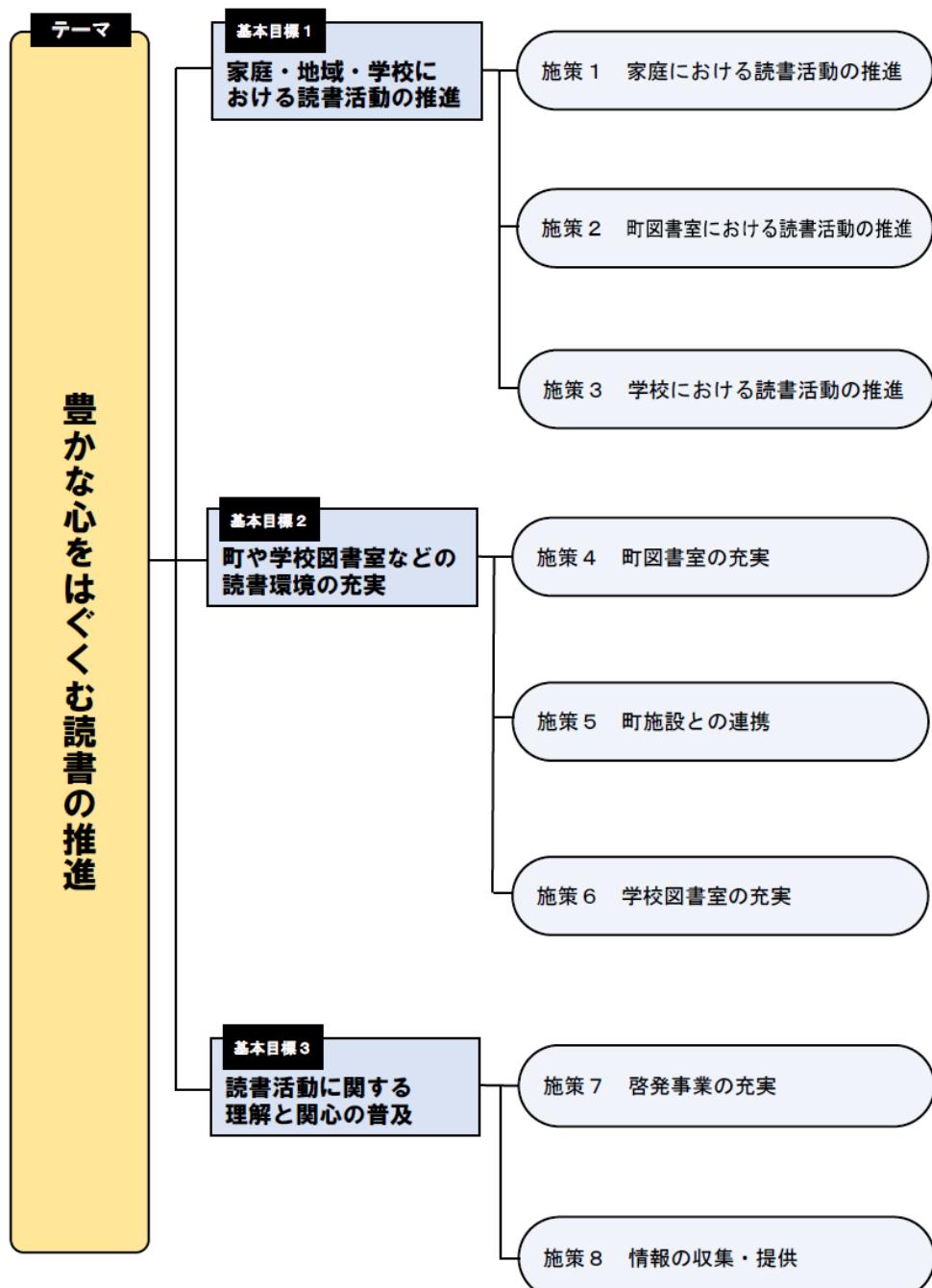
資料：社会教育センター調べ



読み聞かせ会（絵本の森）の様子

4 第3次計画の取組状況

第3次計画では、「豊かな心をはぐくむ読書の推進」というテーマのもと、①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」、②「町や学校図書室などの読書環境の充実」、③「読書活動に関する理解と関心の普及」の3つの基本目標を設定し、5年間、読書活動の推進を実施してきました。3つの基本目標における事業の取組については次のとおりです。



テーマ「豊かな心をはぐくむ読書の推進」

基本目標1 家庭・地域・学校における読書活動の推進

施策1 家庭における読書活動の推進

- ・保健センターにおいてブックスタート事業を実施しています。
- ・令和6年度より、子ども応援課においてセカンドブック事業を開始しました。
- ・ボランティア団体による読み聞かせ会（ゆめっ子・絵本の森）を開催しました。

施策2 町図書室における読書活動の推進

- ・小学2年生の希望者に図書室資料貸出し利用カードを配付しました。
- ・小学生の社会科見学及び中学生の職場体験の受入を行いました。

施策3 学校における読書活動の推進

- ・図書委員を中心に春・秋の読書週間において読書郵便や読書ビンゴなどのイベントを実施しました。

課題

（家庭）ボランティア団体と協働し、読み聞かせ会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、参加者は年々増加傾向にあります。今後、さらに多くの親子が参加できる環境を整えます。

（社会）図書室資料貸出し利用カードの配付、職場体験等の受入など、町図書室を認知してもらう取り組みを行っていますが、町図書室の貸出利用者数は減少傾向にあります。貸出利用者数改善に向けて、より現在の子どもの読書活動のニーズを把握しなければなりません。

（学校）毎年春・秋の読書週間を中心に各学校でイベントを開催しています。貸出冊数は全体的に増加傾向にありますが、読書離れが進む中で読書に親しみことのできる場をさらに充実させる必要があります。

基本目標2 町や学校図書室などの読書環境の充実

施策4 町図書室の充実

- ・幼児遊戯室のリニューアルを行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、在架予約システムを導入しました。スマートフォン等から在架図書の予約を可能にしたことにより、町図書室内の滞在時間縮小に努めるとともに、利便性の向上を図りました。
- ・航空関連書籍の寄贈や郷土出身者コーナーの設置など図書室環境の充実を図りました。

施策 5 町施設との連携

- ・除籍図書を各町内施設及び一般利用者に無償譲渡し、図書の再利用に努めました。

施策 6 学校図書室の充実

- ・毎年、新規で図書を購入し、資料充実を図りました。

課題

(社会) 幼児遊戯室のリニューアルや特設コーナーの設置を実施しましたが、町図書室の貸出利用者数は減少傾向にあります。より子どものニーズにあったコーナーの設置やイベントの開催を検討しなければなりません。

(学校) この5年間、継続して新規図書を購入し配架しており、貸出冊数も全体的に増加傾向にあります。今後も引き続き子どもが自ら進んで図書室に足を運び読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。。

基本目標 3 読書活動に関する理解と関心の普及

施策 7 啓発事業の充実

- ・ボランティア団体「ゆめっ子」は社会教育センターでの読み聞かせだけでなく、定期的に町内施設において読み聞かせ会を実施しました。

施策 8 情報の収集・提供

- ・毎月、図書室だより（書窓）を発行しました。

課題

(社会) 読み聞かせ会の参加者は年々増加傾向にありますが、社会教育センターだけでなく、学習等供用施設などで読み聞かせ会を企画するなど、より多くの親子が参加できるよう検討します。

(社会) 今後、実施するイベント等の案内を図書室だより（書窓）で案内するなど、町図書室のPRを積極的に行っていきます。

5 アンケート調査の概要

（1）目的

①住民用アンケート

子ども及び保護者の読書活動のニーズ及び課題の把握

②担い手用アンケート

職員（町図書室・学校図書室）の職場環境及び読み聞かせ団体の活動状況における課題の把握

（2）調査期間

令和7年7月30日～9月30日（各対象者の開始日は資料編「計画の策定経過」に明記しています。）

（3）調査方法

Webアンケート

（4）対象者及び回収状況（全数調査）

①住民用アンケート

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
0～6歳（保育園・幼稚園児）の子どもを持つ保護者	422	220	52%
7～15歳（小中学生）	1,432	548	38%
7～15歳（小中学生の保護者）	1,432	535	37%
16～18歳（高校生）	556	148	27%
全 体	3,842	1,451	38%

②担い手用アンケート

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
町図書室職員	5	5	100%
学校図書室担当教諭	4	4	100%
町図書室読み聞かせ団体	7	7	100%
学校図書室読み聞かせ団体	27	19	70%
全 体	43	35	81%

(5) 調査概要及び質問構成

アンケート調査にあたり、下記のとおり区分を設定しました。読書活動を推進するにあたり、「家庭教育」・「社会教育」・「学校教育」が協働し取り組まなければなりません。そのため、それぞれ3つの区分に分け、質問内容が共通する場合は、「共通」と区分しました。

①住民用アンケート

○調査概要の意図

区分	調査概要	意図
共通	回答者の基本的情報	・効果的な情報周知媒体の確認等
	保護者の影響調査	・子どもの読書活動に保護者の読書状況がどれだけ影響があるのか確認
	本人の読書環境調査	・本人の読書活動の把握
家庭教育	家庭内での読み聞かせ環境調査	・家庭における読書環境の把握
社会教育	町図書室の環境調査	・町図書室及び町外図書館の強み・弱みの把握
学校教育	学校図書室の環境調査	・学校図書室の強み・弱みの把握
社会教育	読み聞かせ会の調査	・読み聞かせ会の実態の把握

②担い手用アンケート

○調査概要の意図

区分	調査概要	意図
社会教育 学校教育	町図書室職員の環境調査	・職員（町図書室・学校図書室）の環境改善に必要な課題把握
	学校図書室職員の環境調査	
社会教育	団体の状況調査	・読み聞かせ団体の課題把握
	活動員の状況調査	・読み聞かせ団体の活動参加促進に必要な課題把握

各対象者のアンケートの全質問の結果及び詳細分析は別冊「アンケート調査資料編」に載せています。以下では、全質問から抜粋して掲載します。

保護者へのアンケート

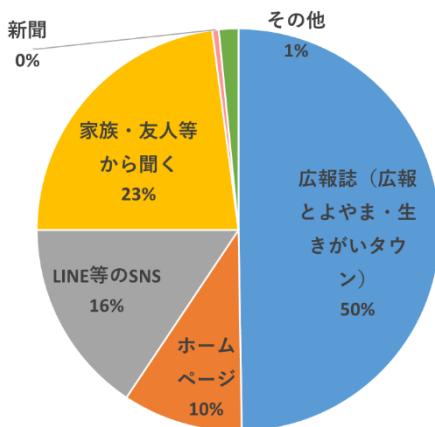
保育園・幼稚園児の保護者

【回答者の基本的情報】

Q4 普段どのように行政の情報（イベント等）を知りますか。

（2つまで選択）

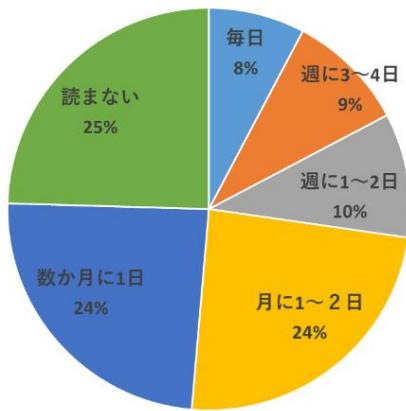
回答数：384



- ・全体の 50%がイベントなど町政情報を知る媒体については広報誌と回答しました。情報を提供する媒体として最も効果的な手段は広報誌と推察することができます。

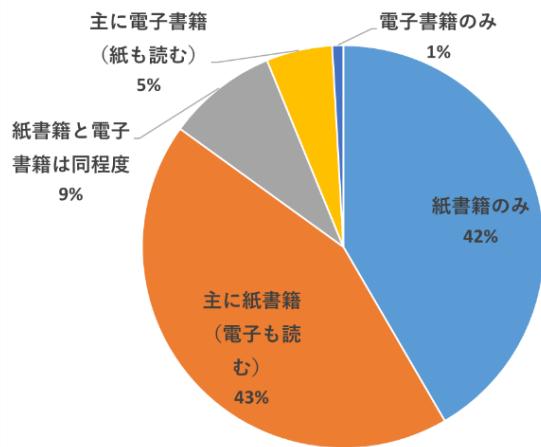
【保護者の影響調査】

Q5 あなたはどれくらいの頻度で本（雑誌、マンガ、記事除く）を読みましたか。



- ・全体の約半数が「数か月に1日」、「読まない」と回答しました。保護者の読書の必要性に対する意識向上に向けた取り組みが必要です。

Q6 あなたは紙書籍と電子書籍どちらをよく読みましたか。



- ・月に1日以上読書している保護者のうち85%が読んでいる本の媒体（紙書籍・電子書籍）を紙書籍と回答しました。電子書籍よりも紙書籍を利用する傾向が強い結果となりました。

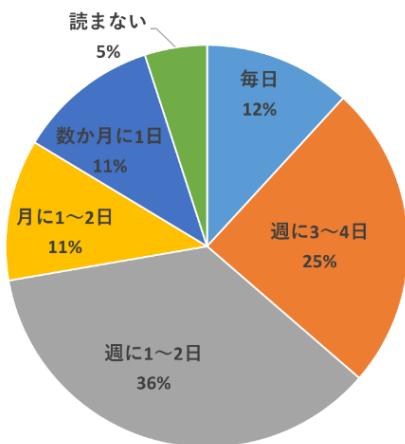
☆アンケート結果により、保護者と子どもの間で、次のとおり正の相関関係が認められました。

「保護者の読書頻度」と「保護者の子どもへの関与頻度」

「保護者の読書頻度」と「子どもへの読み聞かせ頻度」

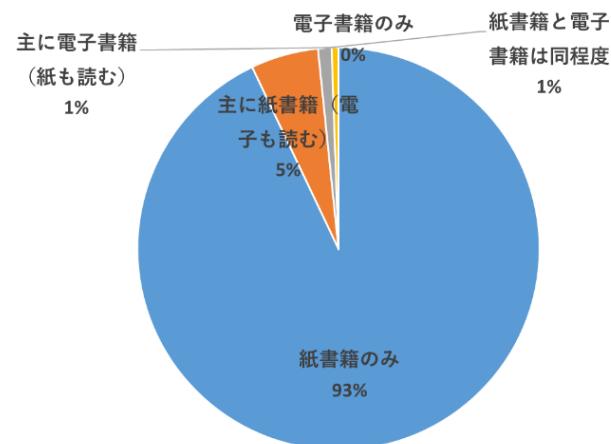
【家庭内での読み聞かせ環境調査】

Q9 あなたはどれくらいの頻度で子どもに読み聞かせをしましたか。



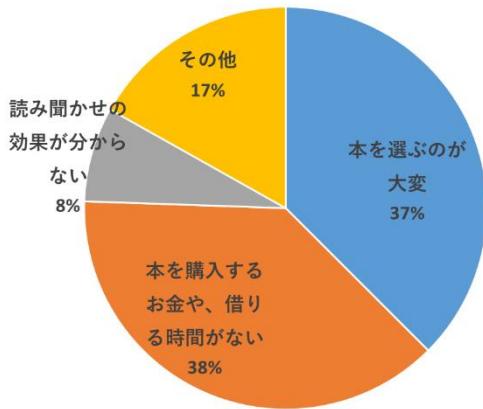
・全体の 84% が、月に 1 回以上読み聞かせをしています。読み聞かせは家庭において一定の頻度で継続されている傾向が見られます。

Q10 あなたは紙書籍と電子書籍どちらでよく読み聞かせをしますか。



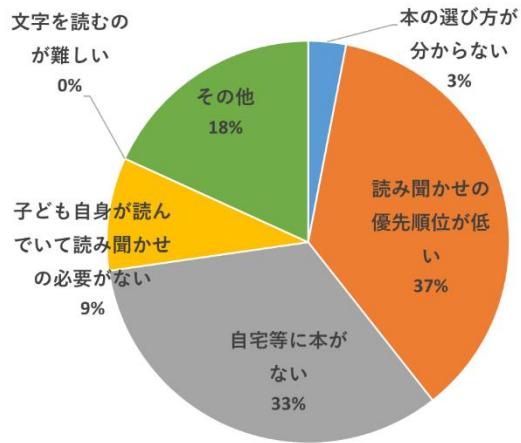
・月に 1 日以上読み聞かせする保護者のうち 98% が紙書籍で読み聞かせをしています。読み聞かせにおいても、電子書籍よりも紙書籍を利用する傾向が強い結果となりました。

Q12 あなたは読み聞かせ（雑誌、マンガ、記事除く）を継続する上で、どのような不安がありますか。



・月に1日以上読み聞かせする保護者は、読み聞かせ継続に当たって、37%が「本の選び方」、「費用・読書時間の確保」について不安を感じています。読書の効果への疑問よりも、時間や費用、本選びといった実務的な負担が主な不安要因となっています。

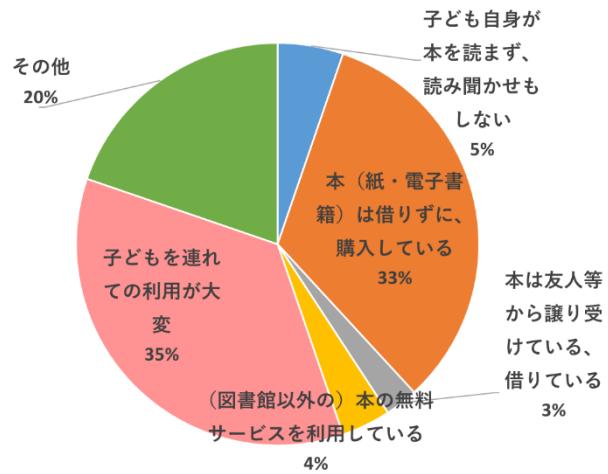
Q14 あなたが読み聞かせ（雑誌、マンガ、記事除く）をしていない理由は何ですか。



・月に1日以上読み聞かせをしていない保護者のうち92%が読書の必要性を認識しており（Q13）、そのうち37%が「優先順位が低い」、33%が「自宅等に本がない」ため、読み聞かせをしていないと回答しました。

【町図書室の環境調査】

Q27 図書館を利用しない主な理由は何ですか。



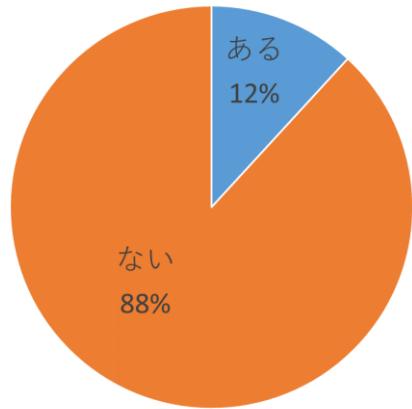
- ・全体の 35% はここ 1 年全国どの図書室（館）も利用しておらず（Q16）、利用しない最も多い理由は「子連れ利用が大変」（35%）であり、次いで「購入」（33%）と回答しました。全体として、図書室（館）を利用しないのは利便性や保護者の負担の問題が大きく影響している傾向が見られます。

☆アンケート結果により、子どもと保護者の間で、次のとおり正の相関関係が認められました。

「子どもへの読み聞かせ頻度」と「保護者の図書館の利用」

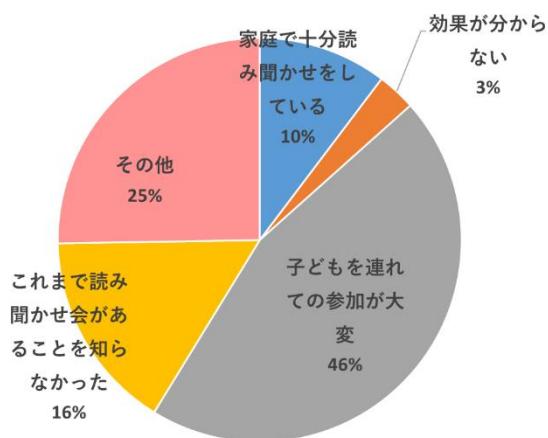
【読み聞かせ会の調査】

Q29 社会教育センター幼児遊戯室で月に1～2回開催している読み聞かせ会（ゆめっ子・絵本の森）に参加したことはありますか。



- 保護者の88%は、読み聞かせ会に参加したことがないものの、そのうち77%は「参加したいと思う」と回答しています（Q34）。

Q33 参加しない主な理由は何ですか。



- 参加していない最も多い理由は「子どもを連れての参加が大変」（46%）でした。保護者の負担が大きく影響している傾向が見られます。

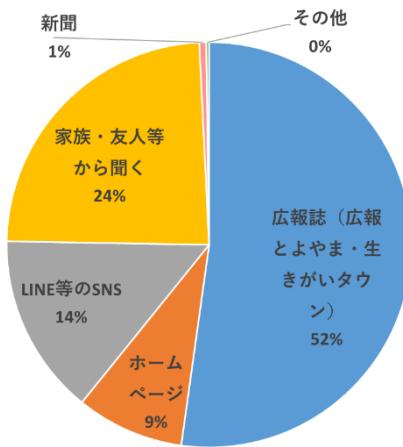
小中学生の保護者

【回答者の基本的情報】

Q 4 普段どのように行政の情報（イベント等）を知りますか。

（2つまで選択）

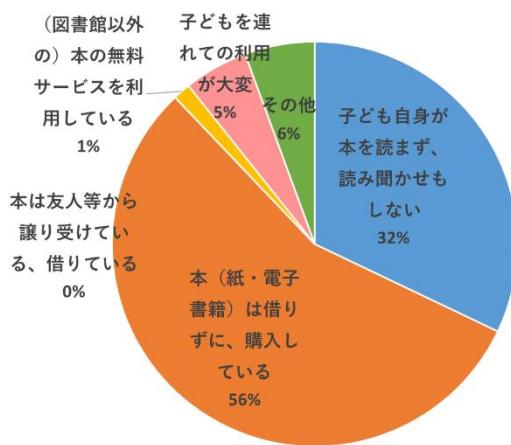
回答数：906



- ・全体の 52% がイベントなど町政情報を知る媒体については広報誌と回答しました。情報を提供する媒体として最も効果的な手段は広報誌と推察することができます。

【町図書室の環境調査】

Q16 図書館を利用しない主な理由は何ですか。



- ・全体の 40% は図書室（館）自体を利用しておらず（Q 5）、図書室（館）を利用していない理由として最も多い理由は「購入」（56%）、次いで「読み聞かせせず、子が読まない」（32%）と回答しました。

子どもへのアンケート

小中高生

【回答者の基本的情報】

Q 1 あなたはどの学年ですか。

(小学生)

- 回答者の割合は、同程度でした。 (各 15%程度)

(中学生)

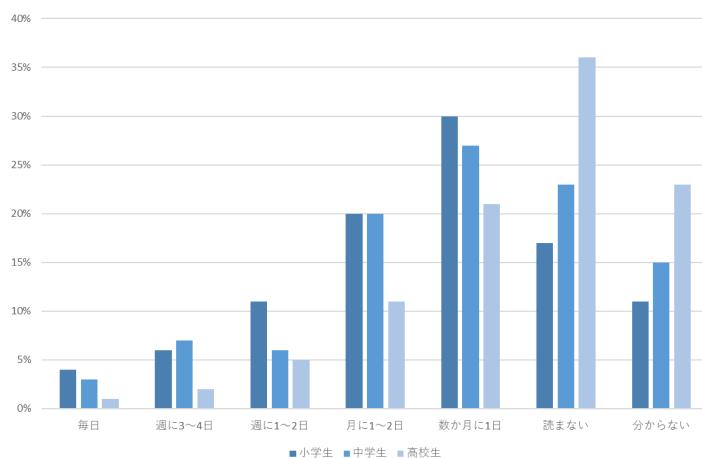
- 回答者の割合は、同程度でした。 (各 30%程度)

(高校生)

- 高校 1 年生が半数程度で、2 年生と 3 年生併せて残り半数程度の割合でした。 (2 年生 : 35%、3 年生 20%)

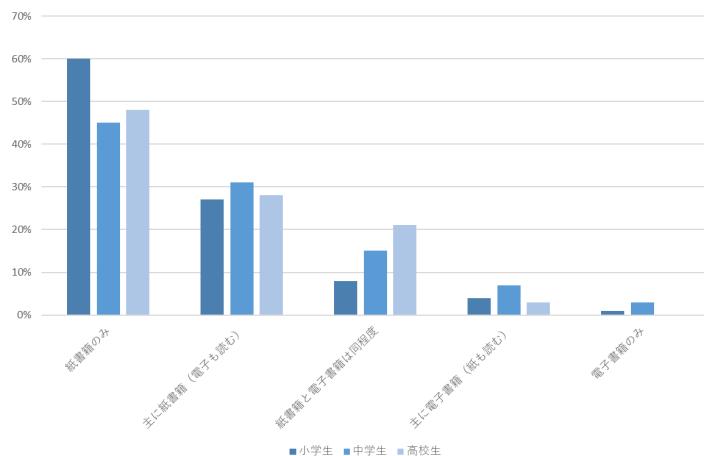
【保護者の影響調査】

Q 2 あなたの保護者（両親等）はどれくらいの頻度で本（雑誌、マンガ、記事除く）を読みましたか。



- 各世代ともに「数か月に 1 日」、「読まない」と回答した割合が高いです。子どもの学年が上がるにつれて保護者の読書頻度は低下し、家庭での読書習慣は徐々に希薄になっている傾向があります。

Q3 あなたの保護者（両親等）は紙書籍と電子書籍どちらをよく読みましたか。



・月に1日以上読書している保護者のうち、ほとんどが紙書籍（紙書籍は76%以上、電子書籍は最大10%程度）と回答しました。各世代ともに電子書籍よりも紙書籍を利用する傾向が強い結果となりました。

☆アンケート結果により、保護者と子どもの間で、次のとおり正の相関関係が認められました。

「保護者の読書頻度」と「保護者の関与有無」

「保護者の読書頻度」と「保護者の関与頻度」

「保護者の読書頻度」と「子どもの読書冊数」

「保護者の読書頻度」と「子どもの読書冊数（自主的）」

「保護者の読書頻度」と「子どもの読書頻度（自主的）」

「保護者の関与有無」と「子どもの読書冊数（自主的）」

「保護者の関与有無」と「子どもの読書頻度（自主的）」

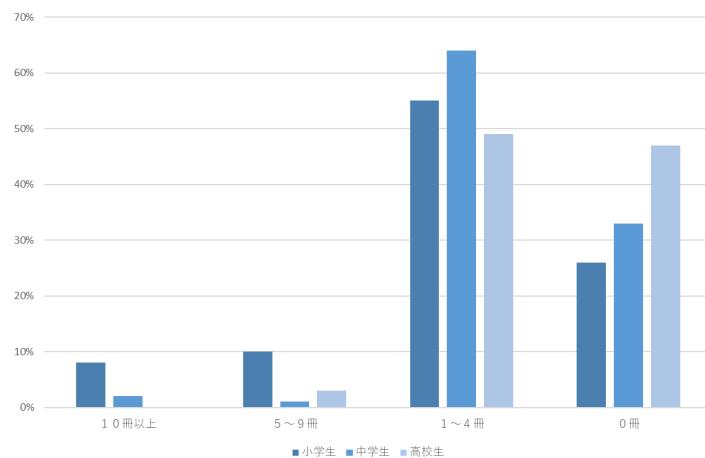
「保護者の関与頻度」と「子どもの読書冊数（自主的）」

「保護者の関与頻度」と「子どもの読書頻度（自主的）」

「保護者の関与頻度」と「子どもの読書頻度（自主的）」

【本人の読書環境調査】

Q 6 あなたが 6 月中に読んだ本（雑誌、マンガ、記事除く）は何冊ですか。

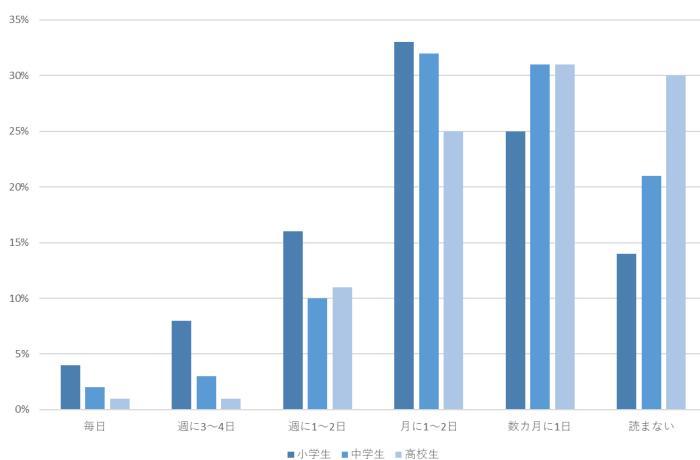


- 不読率は、小学生は 26%、中学生は 33%、高校生は 47%でした。特に小学生及び中学生は前回調査より大きく上昇しています。国及び県の調査と比較しても高い傾向にあります。

(参考)

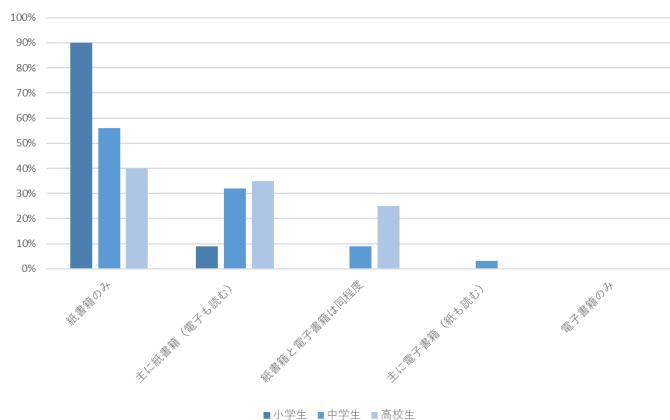
	小学生	中学生	高校生
令和 2 年度	8.9%	14%	
令和 7 年度	26%	33%	47%
国（令和 7 年度）	9.6%	24.2%	55.7%
県（令和 7 年度）	16.7%	21%	46.9%

Q 8 あなたは授業や宿題とは関係なく、どれくらいの頻度で自ら進んで本（雑誌、マンガ、記事除く）を読みますか。



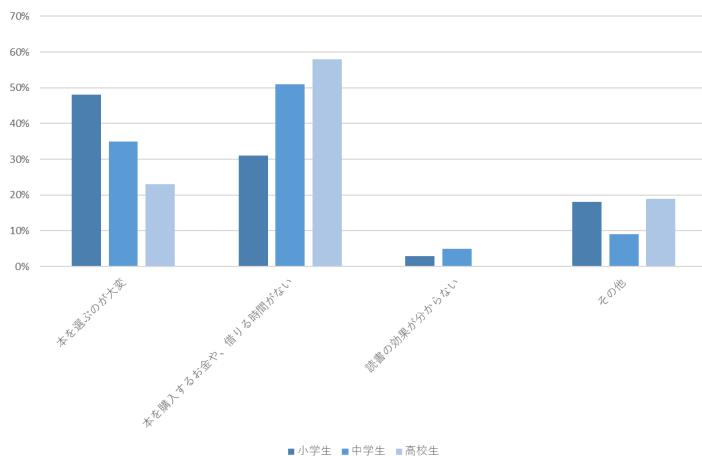
- ・全体の約半数が、月に1日以上読書していると回答しました。しかしながら、各学年でも高頻度（「毎日」、「週に3~4日」）で本を読んでいる子どもは少ないことが分かります。

Q 9 紙書籍と電子書籍どちらをよく読みますか。



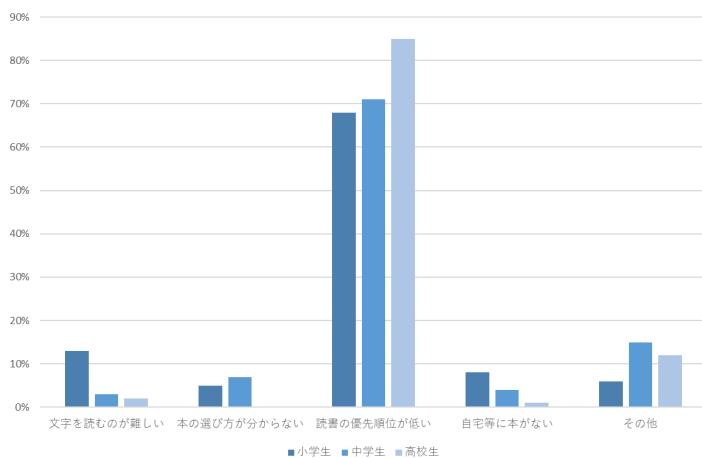
- ・全体のほとんどが、読んでいる本の媒体は紙書籍（小：99%、中：88%、高：75%）と回答しました。各世代ともに電子書籍よりも紙書籍を利用する傾向が強い結果となりました。

Q11 これからも読書（雑誌、マンガ、記事除く）を続ける上で、どのような不安がありますか。



- ・全体のほとんどが、読書継続に当たって「費用・読書時間の確保」、「本の選び方」について不安を感じていると回答しました。一方で「読書の効果が分からない」は各学年で少数にとどまり、効果への疑問よりも費用や時間といった現実的な課題が読書継続の壁になっていることが分かります。

Q13 読書（雑誌、マンガ、記事除く）をしていない理由は何ですか。

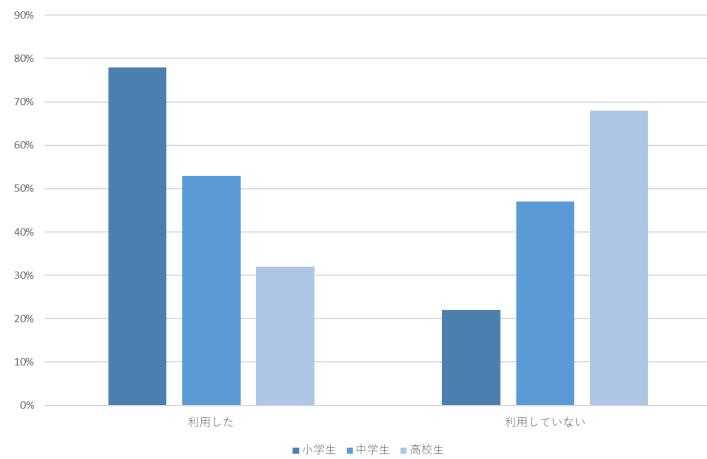


- ・月に1日以上読書していない者の約90%は読書の必要性を認識しているものの、多くの者が「優先順位が低い」ため読書していないと回答しました。学年が上がるほど読書の優先度が低下しています。

☆アンケート結果により、次のとおり正の相関関係が認められました。
「子どもの読書冊数（自主的）」と「子どもの読書頻度（自主的）」

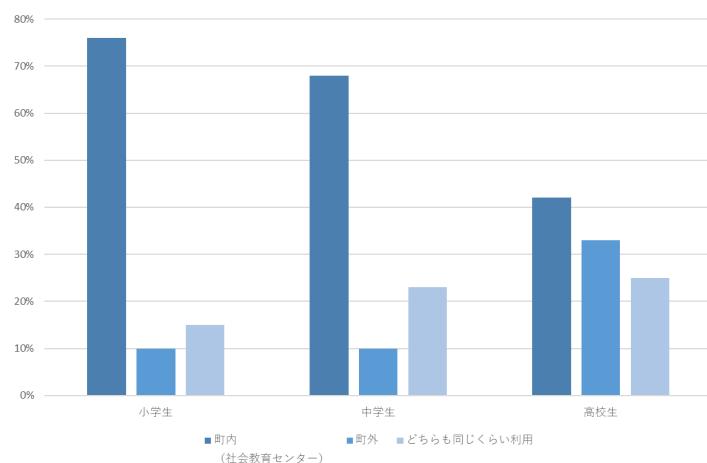
【町図書室の環境調査】

Q15 本（雑誌、マンガ、記事除く）を借りる（又は読むため）ために学校の図書室以外で図書館（全国どこでも）を利用しましたか。



- 年齢区分が上がるにつれて、図書室（館）を利用していないと回答する割合が高くなっています。特に高校生の図書室（館）利用が減少する傾向が見られます。

Q16 あなたが主に利用した図書室（図書館）は次のうちどちらですか。

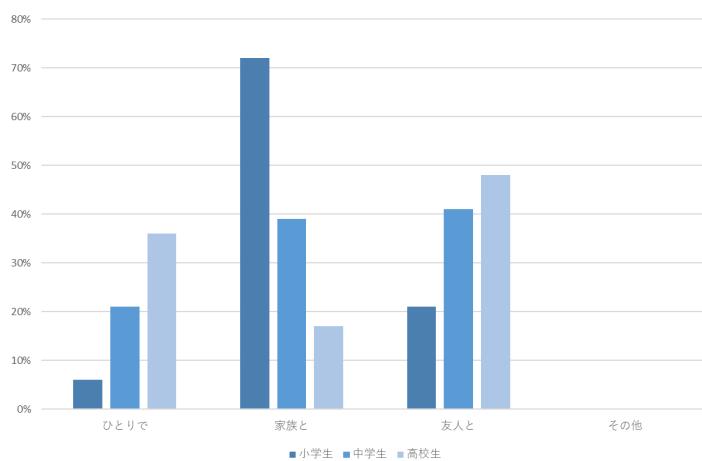


- 年齢区分が上がるにつれて、町図書室よりも町外図書館を利用すると回答する割合が高くなっています。学年が上がるほど町図書室以外の図書（室）館の利用が増え、利用場所の選択肢が広がる傾向が見られます。

Q18 町の図書室は主に誰と利用しましたか。

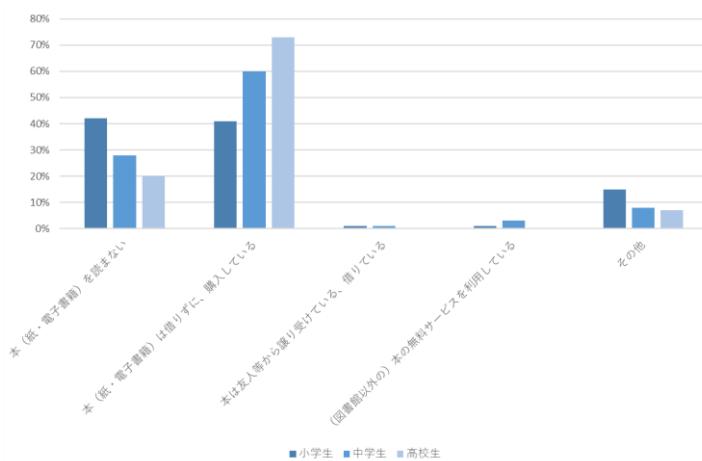
(2つまで選択)

回答数：296



- 小学生は「家族と」と回答した割合が72%と多く、同様に中学生は「家族と」と「友人と」と回答した割合が高くなっています。また高校生になると「友人と」と「ひとりで」と回答した割合が高くなっています。学年が上がるにつれて自立した利用傾向が顕著になります。

Q25 図書館を利用しない主な理由は何ですか。



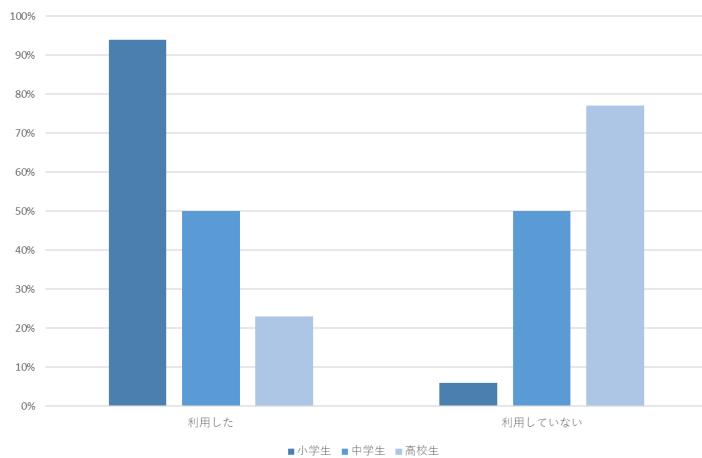
- 図書室（館）を利用していない理由として「本を読まない」、「購入」と回答する割合が高くなっています。学年が上がるほど購入による入手が中心になる傾向があります。

☆アンケート結果により、次のとおり正の相関関係が認められました。

「子どもの読書冊数（自主的）」と「子どもの図書館の利用有無」

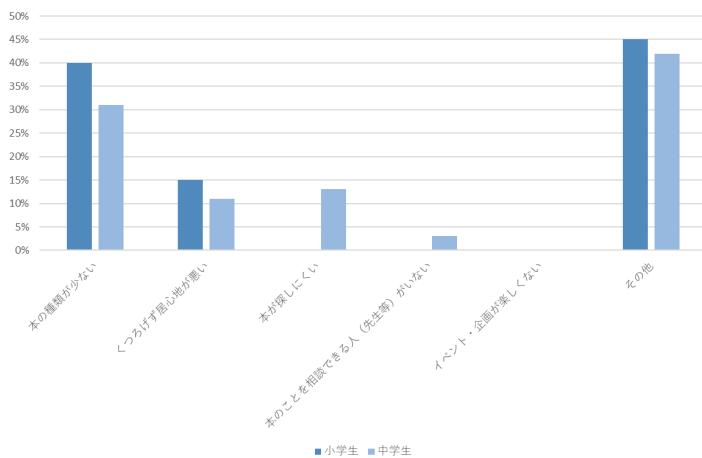
【学校図書室の環境調査】

Q29 本を借りるため（又は読むため）に学校の図書室を利用しましたか。



- 年齢区分が上がるにつれて、利用していないと回答する割合が高くなっています。また学校図書室の利用頻度も低下しています（Q30）。学校図書室は低学年ほど活発に活用され、高学年では利用が限定的になっている傾向があります。

Q34 学校の図書室を利用しない理由は何ですか。



- 学校図書室を利用しない理由としては「本の種類が少ない」と回答する割合が高くなっています。学校図書室の不利用は蔵書の少なさや「その他」（行く時間がない、図書室に入りづらいなど）が大きな要因となっています。

☆アンケート結果により、次のとおり正の相関関係が認められました。

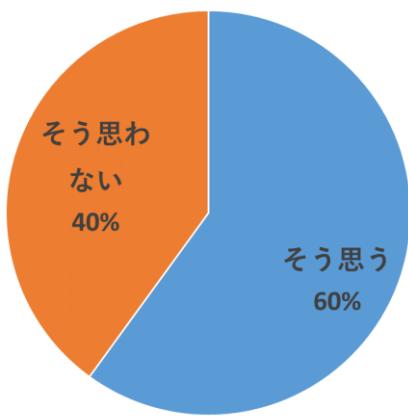
“子どもの読書冊数（自主的）”と“学校図書室の利用有無”

扱い手へのアンケート

町図書室職員

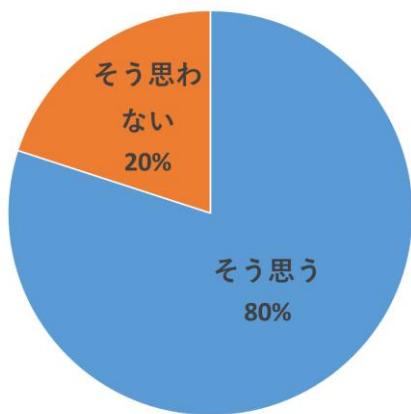
【図書室の環境調査】

Q 1 利用者にとって図書室にある本の種類は豊富だと思いますか。



- ・全体の 60%は、利用者にとって町図書室は「本の種類が豊富」と回答しました。職員から見て町図書室の蔵書は一定の充実を感じているものの、一定数はまだ種類の不足を感じていることが分かります。

Q3 利用者にとって図書室はくつろげる・居心地のいい場所だと思いますか。



- 全体の 80% は、利用者にとって町図書室は「居心地のいい場所」、「本は探しやすい」と回答しました (Q4)。

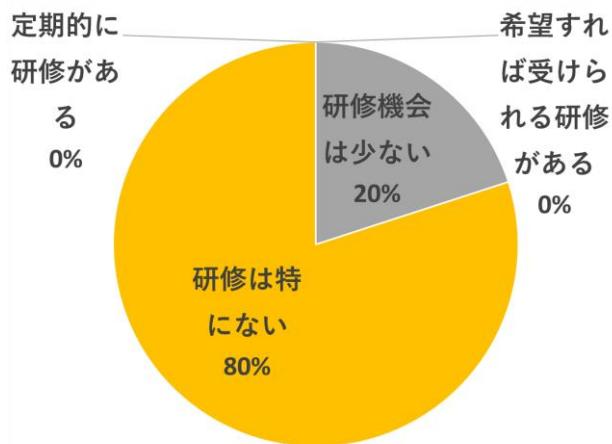
Q7 利用者にとって図書検索サービスなど設備が充実していると思いますか。



- 全体の 60% は、利用者にとって町図書室は「図書検索サービスなどの設備が充実している」と回答しました。また、「検索機不足」という意見もありました (Q8)。

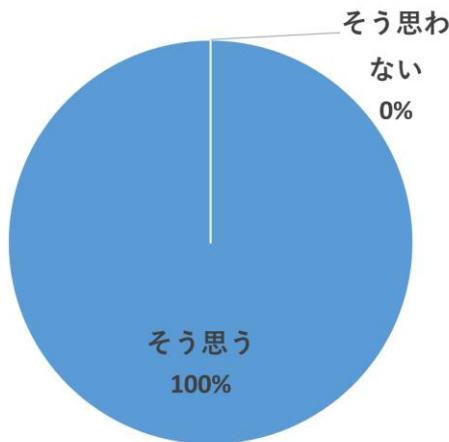
【職員の環境調査】

Q10 図書室業務に関する研修や学習機会はありますか。



- ・全体の 80% は、「研修は特にない」と回答しました。町職員の研修はあるものの、その研修数は僅かであり、図書室職員にとって研修や学習の機会は非常に限られている状況です。

Q11 図書室の業務に携わる上で、あなたの職場は働きやすい環境として整備されていると思いますか（マニュアルの整備、システムの充実など）。

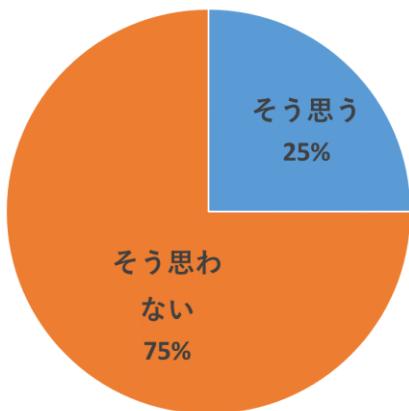


- ・すべての回答者は、町図書室を「働きやすい環境として整備されている」と回答しました。主な理由として「町図書室の業務がマニュアル化されている」との意見がありました（Q12）。

学校図書室職員

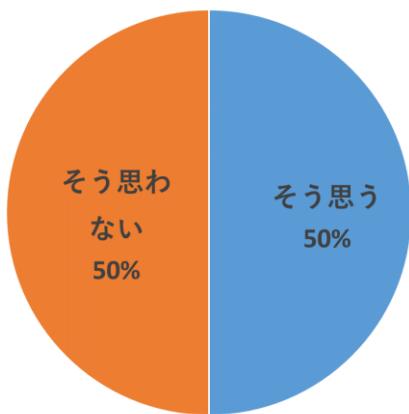
【図書室の環境調査】

Q 1 利用者にとって図書室にある本の種類は豊富だと思いますか。



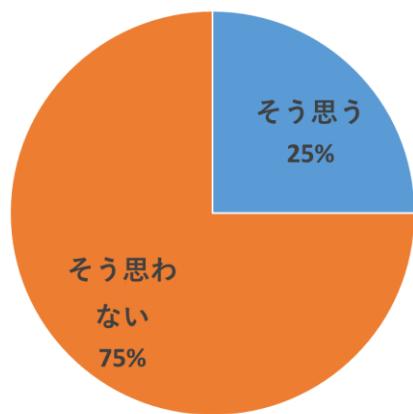
- 全体のほとんどは、利用者にとって学校図書室は「本の種類が豊富ではない」と回答しました。理由として、「本棚が少ない」との意見がありました（Q 2）。

Q 3 利用者にとって図書室はくつろげる・居心地のいい場所だと思いますか。



- 全体の半数は、利用者にとって学校図書室は「居心地のいい場所」と回答しました。「そう思わない」を回答した理由として「ソファ等がない」、「座れるスペースが少ない」、「子どもが本を検索できない」との意見がありました（Q 4）。

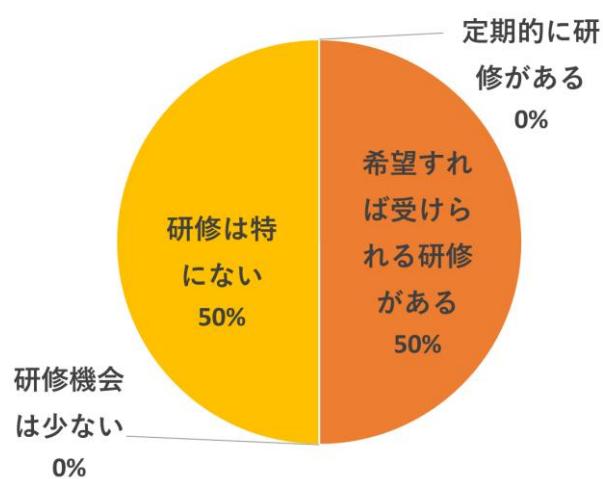
Q7 利用者にとって図書検索サービスなど設備が充実していると思いますか。



- ・全体のほとんどは、利用者にとって学校図書室は「図書検索サービスなどの設備が充実していない」と回答しました。理由として、「周知されていない」、「児童が図書検索できない」との意見がありました（Q8）。

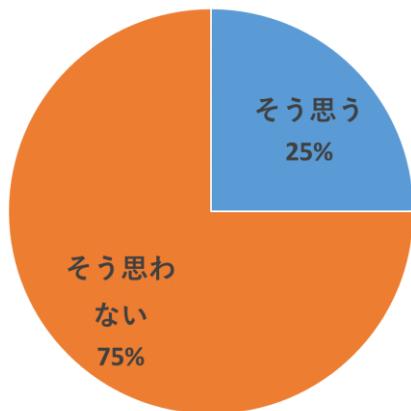
【職員の環境調査】

Q10 図書室業務に関する研修や学習機会はありますか。



- ・全体の半数は、「研修は特にならない」と回答しました。定期的な研修や希望に応じた研修の機会はほとんどない状況です。

Q11 図書室の業務に携わる上で、あなたの職場は働きやすい環境として整備されていると思いますか（マニュアルの整備、システムの充実など）。

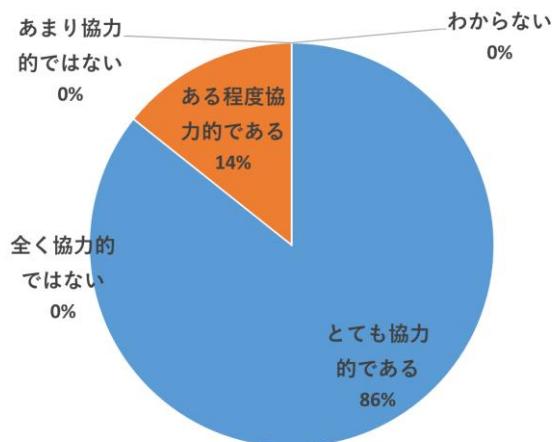


- 全体のほとんどは、「働きやすい環境として整備されていない」と回答しました。理由として「システムの入力が複雑」などの意見がありました（Q12）。

読み聞かせ団体（社会教育センター）

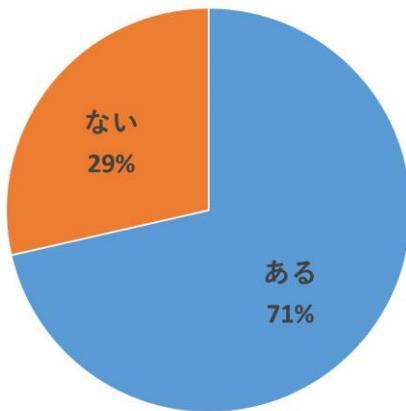
【団体の状況調査】

Q3 学校側・社会教育センター側と所属団体との協力体制について、あなたの感じ方に最も近いものを選んでください。



- 全体のほとんどは、社会教育センターは協力的と回答しました。

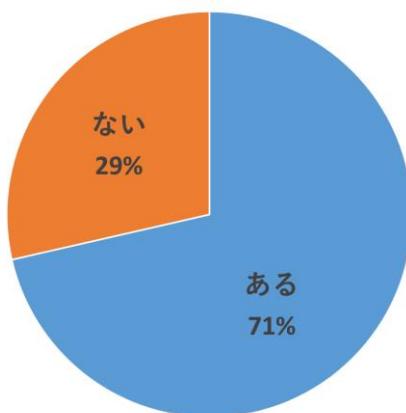
Q5 所属団体が今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題はありますか。



- ・全体のほとんどは、「団体として読み聞かせ活動の継続に不安はない」と回答しました。しかしながら、不安があると回答した活動員は、不安理由として「人手不足」を挙げています（Q6）。読み聞かせ会の充実にあたり、「あきないプログラムづくり」、「読み手の技術向上」が必要との意見が出ました（Q7）。

【活動員の状況調査】

Q9 あなた個人が活動員として今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題はありますか。

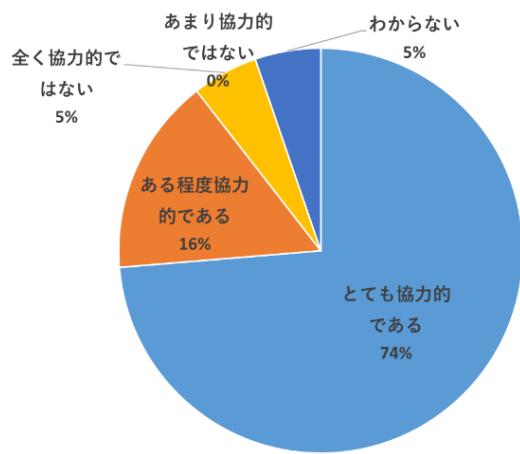


- ・全体のほとんどは、「活動員として読み聞かせ活動の継続に不安はある」と回答しました。主な理由として「時間の確保」を挙げています（Q10）。

読み聞かせ団体（学校）

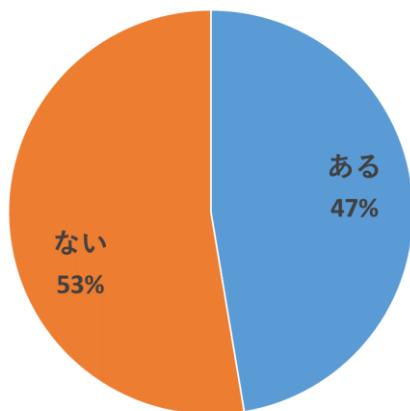
【団体の状況調査】

Q 3 学校側・社会教育センター側と所属団体との協力体制について、あなたの感じ方に最も近いものを選んでください。



・全体のほとんどは、「学校は協力的」と回答しました。学校に期待することとしては、「読み聞かせ時間が短い」、「読み聞かせ会の機会を増やしたい」、「本棚自体に本を詰め過ぎている」との意見が出ました（Q 4）。

Q 5 所属団体が今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題はありますか。

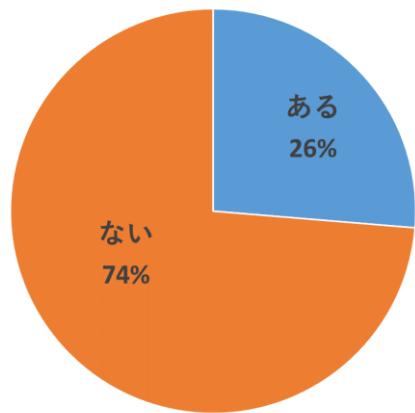


・全体の約半数は、「団体として読み聞かせの活動の継続に不安はある」と回答しました。理由として「人手不足」、「教職員の読書に対する理解不足」を挙げています（Q 6）。読み聞かせ会の充実にあたり、「人員募集活動が必

要」、「読み聞かせ時間の延長」、「本の増冊」、「教職員や大人の読書理解の促進」が必要との意見が出ました（Q7）。

【活動員の状況調査】

Q9 あなた個人が活動員として今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題はありますか。



・全体のほとんどは、「活動員として読み聞かせ活動の継続に不安はない」と回答しました。不安があると回答した活動員の理由として「モチベーションの確保」を挙げています。（Q10）。

第3章 現状から見える課題のまとめ

本町の読書活動に関する課題を、これまでの図書室等の実績やアンケート調査を踏まえ、次のとおり整理します。

①保育園・幼稚園の保護者

- ・家庭で読み聞かせをする保護者の割合の維持
- ・家庭で読み聞かせをする保護者の紙書籍の割合の維持
- ・読み聞かせ会の参加割合の改善

②小中高生、小中学生の保護者

- ・不読率の改善
- ・月に1日以上読書している者の割合の改善
- ・読書をする者の紙書籍の割合の維持・改善

③読書活動の担い手

- ・職員の働きやすい環境の維持・改善（町・学校図書室職員）
- ・活動員の読み聞かせ環境の充実（読み聞かせ団体）

第4章 第4次計画の基本方針

1 基本理念

読書を通じて、子どもたちは実生活では体験できない感動や新しい世界を知る喜びを体験することができます。同時に“かけがえのない一冊”と出会うことができるのではないでしょうか。それは、心身の穏やかな成長にも大きな意味を持ちます。

しかしながら、情報化社会の進展に伴い、ゲームやインターネット等に費やす時間が増えたことで読書離れが加速しています。

この状況の中で、本と出会う機会を全ての子どもたちに等しく提供し、子どもたちが主体的に本に手を伸ばし、そして新たな一歩を踏み出すことができるよう、より一層に読書活動の環境づくりが求められます。

子どもが本に親しみ、生涯にわたって読書活動を継続していくようになるには、家庭・社会・学校の協働による、子どもの読書環境づくりが重要です。前章における課題を踏まえ、子どもが読書に親しむきっかけを作り、町・学校図書室の魅力向上につながる取り組みを推進・充実することを目指し、次の基本理念を掲げます。

本を読んで出会い！想像力豊かな自分に！

～「行きたい」・「読みたい」・「話したい」でつながる読書の輪～

本を読むことで、子どもはまだ見たことのない新しい物語や世界に触れ、想像力を豊かに育むことができます。ページをめくるたびに新しい発見や感情と出会い、考える力や思いやりの心も育ちます。つまり、読書は、想像力豊かな自分と出会い、そして素敵な未来へ進むための第一歩となります。

この基本理念のもと、豊山町に住むすべての子どもが本と出会い、読書の楽しさを感じながら、想像力豊かな子どもに育つ機会を作っていきます。

合わせて読書は、単に本を読む行為にとどまらず、子どもの心を育て、人や社会とつながる力を養います。子どもが町図書室や学校図書室に「行きたい」

と感じ、そこで自分の興味や関心のある本に出会い「読みたい」と思うことが、読書への主体的な関わりの出発点となります。

さらに、読書を通して得た感動や発見を、家族と「話したい」と感じることで、自身の考えを深め、他者の思いを受け止める力が育まれます。この「行きたい」、「読みたい」、「話したい」という三つの気持ちが相互に結びつき、繰り返されることで、読書は一時的な活動ではなく、子どもの生活の中に根づいたものとなります。

本計画では、家庭・社会・学校がそれぞれ連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組を進めることにより、読書の輪が広がり、子ども一人ひとりの豊かな成長につながることを目指します。

2 基本方針

想像力豊かな子どもを育むためには、子どもの読書の世界を広げなければなりません。そのためには、家庭・地域・学校など様々な場面において「読書の機会」を確保することが必要です。そこで、基本理念実現に向けて、次の2つの基本方針を掲げます。

- ・子どもへの読み聞かせ機会の確保
- ・子どもの読書機会の確保

①子どもへの読み聞かせ機会の確保

乳幼児期の読み聞かせは、子どもの言葉や想像力を育むとともに、保護者との心のつながりを深める大切な取組です。アンケート結果から、「保護者自身の読書をする頻度」と「保護者の子どもに対する読書活動の関与頻度」や「子どもへの読み聞かせの頻度」が相関関係にあることが分かりました。読み聞かせをしていない保護者に対して読み聞かせの必要性を伝えるとともに、家庭や社会が協働し、読み聞かせを親しむ機会の充実を図ります。

②子どもの読書機会の確保

町図書室の利用率の低下や不読率の高さが大きな課題となっています。こうした状況を踏まえ、子どもが日常的に本に親しむことのできる機会を確保する

ことが重要です。社会と学校が連携し、子どもが多様な本と出会い触れ合うことができる環境を作ります。

またアンケート結果から、子どもの読書活動には「保護者自身の読書をする頻度」と「保護者の子どもに対する読書活動の関与頻度」が相関関係にあることが分かりました。子どもの読書活動には、保護者の関わりが必要不可欠であることから、家庭における読書の大切さについて保護者への周知を図り、子どもの読書活動を支える取組を推進します。

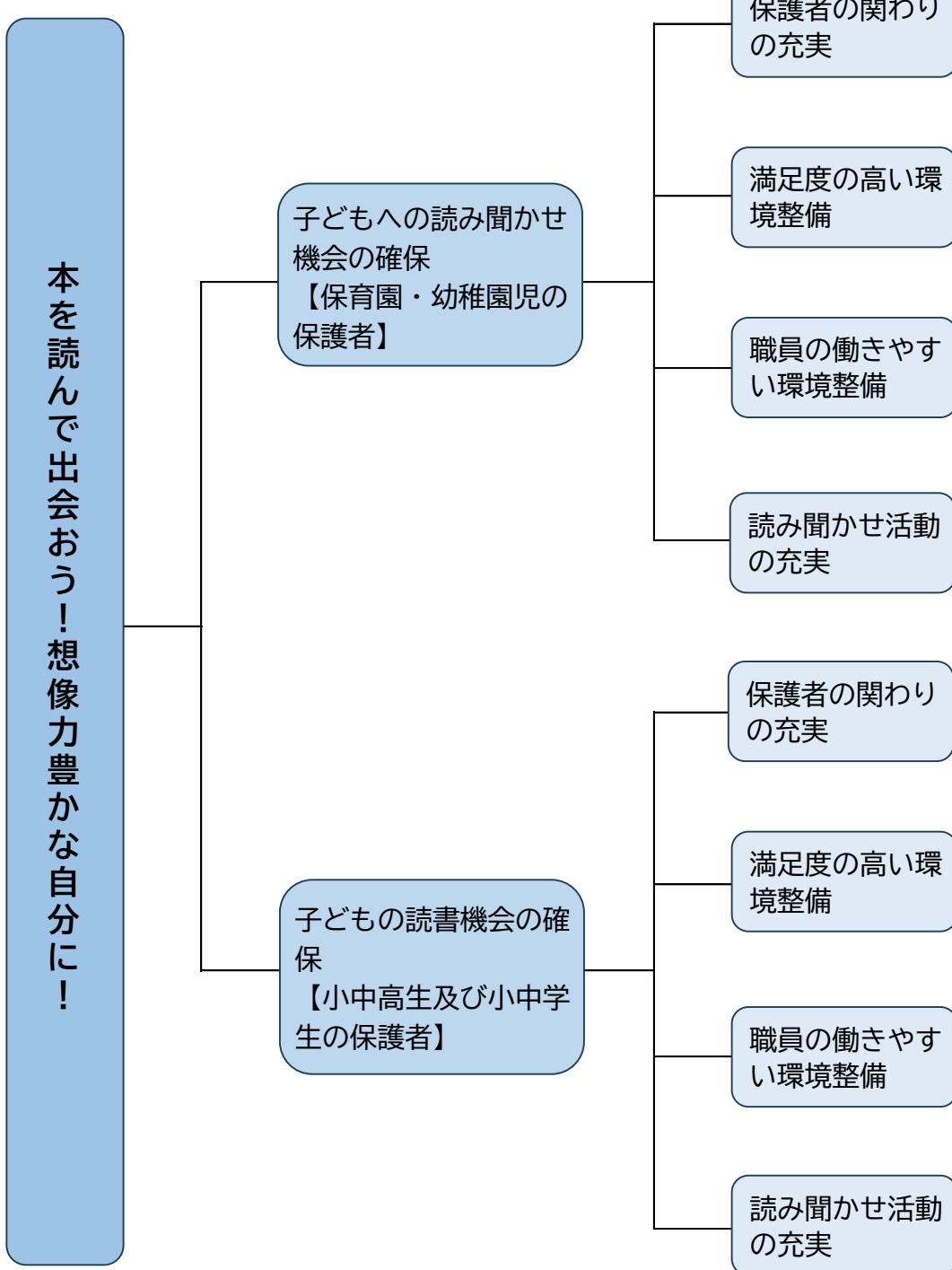
3 基本体系

2つの基本方針を達成するため、下記の体系図のとおり、基本方針の方向性を定め、具体策を実施します。基本方針は、保育園・幼稚園児の保護者と小中高生及び小中学生の保護者との2つに大別します。それぞれの取り組むべき方向性は同じです。

【基本理念】

【基本方針】

【方向性】



第5章 第4次計画の目標値及び具体策

1 目標値

計画の進捗及び成果を把握するために、目標数値を設定しゴールを可視化します。次回の計画策定において今回実施したアンケートと同様の質問を行い、目標数値の推移を確認します。

(1) 保育園・幼稚園の保護者

【基本方針】

子どもへの読み聞かせ機会の確保

内容	現状値※1	目標値※2	方向性
家庭で読み聞かせをする※3 保護者の割合	84%	84%	維持
家庭で読み聞かせをする保護者の紙書籍の割合	98%	98%	維持
読み聞かせ会の参加割合	12%	20%	改善

【方向性】

→保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容	現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	51%	56%	改善
子どもへの保護者の関与	64%	69%	改善

→満足度の高い環境整備（社会教育）

内容	現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	65%	70%	改善
町図書室の満足度	87%	87%	維持

(2) 小中高生、小中学生の保護者

【基本方針】

子どもの読書機会の確保

内容		現状値	目標値	方向性
不読率	小学生	26%	10%	改善
	中学生	33%	25%	改善
	高校生	47%	40%	改善
読書をする子どもの割合	小学生	61%	66%	改善
	中学生	48%	53%	改善
	高校生	39%	44%	改善
読書をする子どもの紙書籍の割合	小学生	99%	99%	維持
	中学生	88%	88%	維持
	高校生	75%	80%	改善

【方向性】

→保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容		現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	小学生	41%	46%	改善
	中学生	36%	41%	改善
	高校生	19%	24%	改善
子どもへの保護者の関与	小学生	43%	48%	改善
	中学生	25%	30%	改善
	高校生	11%	16%	改善

→満足度の高い環境整備（社会教育）

内容		現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	小中学生の保護者	60%	65%	改善
	小学生	78%	83%	改善
	中学生	53%	58%	改善
	高校生	32%	37%	改善
町図書室の満足度	小中学生の保護者	83%	83%	維持
	小学生	76%	81%	改善
	中学生	86%	86%	維持
	高校生	88%	88%	維持

→ **満足度の高い環境整備（学校教育）**

内容		現状値	目標値	方向性
学校図書室の利用割合	小学生	94%	94%	維持
	中学生	50%	55%	改善
学校図書室の満足度	小学生	66%	71%	改善
	中学生	59%	64%	改善

(3) 読書活動の担い手

【基本方針】

子どもへの読み聞かせ機会の確保・子どもの読書機会の確保（目標値省略）

【方向性】

→ **職員の働きやすい環境整備**

内容		現状値	目標値	方向性
働きやすい環境と回答した職員の割合	社会教育センター職員	100%	100%	維持
	学校図書室職員	25%	75%	改善

→ **読み聞かせ活動の充実**

内容		現状値	目標値	方向性
協力体制に肯定的な割合	読み聞かせ団体 (社会教育センター)	86%	91%	改善
	読み聞かせ団体 (学校)	74%	79%	改善
読み聞かせ活動継続希望の割合	読み聞かせ団体 (社会教育センター)	100%	100%	維持
	読み聞かせ団体 (学校)	100%	100%	維持

※1 現状値は、令和7年度に実施したアンケートの結果です。

※2 目標値は、次回（令和12年度）に次期計画を策定する際に実施するアンケート結果の目標値です。

※3 「読み聞かせをする」、「読書をする」、「関与」等の現状値の数値は、アンケートにおいて選択肢「月に1～2日」以上で回答した総数です。

2 目標値達成に向けた具体策

(1) 保育園・幼稚園児の保護者

保護者の関わりの充実（家庭教育）

区分	名称	内容	方針
家庭	講演会の開催	「本の選び方講座」、「大人向けの読書講座」などの講演会を実施します。	新規
	定期購読の補助	書店と連携し、定期購読の補助を検討します。	新規

満足度の高い環境整備（社会教育）

区分	名称	内容	方針
社会	広報による周知	広報におすすめの本の紹介や人気図書のランキング、図書に関する特集を組むなど、選書の一助となる記事を掲載します。また読み聞かせ団体の活動内容の紹介などを検討します。	拡充
	図書リサイクルBOXの設置	図書リサイクルBOXを町内公共施設に設置し、子どもが読まなくなった絵本や児童書などを収集することで、図書の再利用に努めます。	新規
	町図書室環境の整備	幼児向けの特設コーナーの整備、児童遊戯室の絵本の拡充など、子ども連れの家族が利用しやすい環境を整備します。	拡充
	障がいのある子どもへのサービスの充実	バリアフリー用品の設置、大活字本や点字本等の購入、電子書籍の検討など、令和元年6月に公布された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、読書バリアフリー法）」に基づいて、障がいのある子どもたちにとって利用しやすい環境を整備します。	新規
	ブックスタート事業等の実施	ブックスタート及びセカンドブック事業を継続し、親子で本に親しむ機会をつくり、家庭における読み聞かせを推進します。	継続
	読み聞かせ会の実施	地域の読み聞かせグループが、社会教育センター等の公共施設を定期的に訪問し、紙芝居や絵本の読み聞かせなどを行うことを通して、読書の必要性を啓発します。	継続

(2) 小中高生、小中学生の保護者

保護者の関わりの充実（家庭教育）

区分	名称	内容	方針
家庭	講演会の開催	「本の選び方講座」、「大人向けの読書講座」などの講演会を実施します。	新規

満足度の高い環境整備（社会教育）

区分	名称	内容	方針
社会	図書リサイクルBOXの設置	図書リサイクルBOXを町内公共施設に設置し、子どもが読まなくなった絵本や児童書などを収集することで、図書の再利用に努めます。	新規
	町図書室環境の整備	社会教育センターの施設を利用した読書スペースの限定開放など、家族や友人と利用しやすい環境を整備します。 高校生向けに学習室として開放するなど、学習環境の整備も行います。 空き施設の限定開催の際は、図書リサイクルBOXで収集した図書を配置し、ビーズクッションを設置するなどして、家族や友人で利用しやすい環境を整備します。	新規
	図書購入者向けの事業の実施	書店で利用することのできる新品補助等の図書購入者向けの事業を検討します。	新規
	図書室イベントの実施	「絵本作家のイベント」の実施、「読書通帳」の導入、「図書室体験」の開催など、町図書室の魅力向上につながるイベントを検討します。	新規
	図書の検索機会の見直し	検索機の増設、または図書が探しやすい案内表示を設けるなど、利用者が快適に目当ての図書を見つけられるように整備します。	新規
	障がいのある子どもへのサービスの充実	バリアフリー用品の設置、大活字本や点字本などの購入、電子書籍の検討など、障がいのある子どもたちにとって利用しやすい環境を整備します。	新規
	図書室資料貸出し利用カードの配付	小学2年生を対象として、希望者に図書室資料貸出し利用カードを配付します。	継続

	除籍本の無償譲渡	町図書室で除籍した児童書や絵本、紙芝居等を児童センター、児童館及び小学校等に無償で譲渡し、町内公共施設における図書の充実を図ります。また、町民にも譲渡する機会を設け、図書の再利用に努めます。	継続
--	----------	---	----

満足度の高い環境整備（学校教育）

区分	名称	内容	方針
学校	学校図書室環境の整備	本棚の追加の検討やビーズクッションの設置など、居心地のいい環境を整備します。	新規
	図書の希望調査の実施	児童生徒に対して、図書の希望調査を実施し、図書購入の参考にします。 新規で配架する図書の図書委員による校内アナウンスの実施、おすすめ図書のPOPの作成など、学校図書室の利用を促進する取り組みを実施します。	拡充
	図書の検索機会の見直し	図書が探しやすい案内表示を設けるなど、児童生徒が快適に目当ての図書を見つけるように整備します。	新規
	読み聞かせ会の実施	地域の読み聞かせグループが、小学校で定期的に絵本の読み聞かせなどを行うことを通して、読書の必要性を啓発します。	継続

（3）読書活動の担い手

職員の働きやすい環境整備

・社会教育センター職員

区分	名称	内容	方針
社会	研修（交流会）の実施	社会教育センター職員向けの研修（または交流会）の実施を検討します。	新規

・学校図書室職員

区分	名称	内容	方針
学校	研修への参加	職員対象の研究会などを学校に通知し、参加を促します。	新規
	マニュアルの整備	学校図書室職員向けの操作マニュアルの作成・整備を検討します。	新規

読み聞かせ活動の充実

・読み聞かせ団体（社会教育センター）

区分	名称	内容	方針
社会	読み聞かせ活動の協力体制の強化	読み聞かせ会の周知や活動員募集のチラシ配布など、読み聞かせ会継続に向けた取り組みを関係団体と協力して行います。	新規
	読み聞かせ会の回数等の増加	読み聞かせ会の回数増加や学習等供用施設など社会教育センター以外の施設で開催するなど、多くの方が参加できるように調整します。	新規
	技術向上に向けた講習会の実施	読み聞かせ技術の向上に向けた講習会の実施を検討します。	新規

・読み聞かせ団体（学校）

区分	名称	内容	方針
学校	読み聞かせ活動の協力体制の強化	読み聞かせ会の周知や活動員募集のチラシ配布など、読み聞かせ会継続に向けた取り組みを関係団体と協力して行います。	新規
	読み聞かせ会の回数の増加	読み聞かせ会の回数増加の検討など、多くの児童が参加できるように調整します。	新規

第6章 計画の推進

1 読書計画の推進に向けた体制の充実

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）には多様な施策が含まれていることから、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。そのため、本計画の推進にあたっては、町民や学校、地域などと行政が連携・協働して取り組んでいきます。

また、読書環境のより一層の利便性向上のため、活動の拠点となる各種施設の整備・充実とともに、施設の管理・運営体制の強化を図ります。

2 計画の周知

今後、読書活動を広く推進していくためには、町民や学校、各種団体、地域などの理解・協力が不可欠であることから、本計画に関する各施策の内容の進捗状況について、広報、ホームページなどにより情報発信を行い、町民への周知を図ります。

3 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進していくためには、各施策についてP D C Aサイクルに基づき定期的に進捗状況を点検・評価することが重要となります。

そこで、事務局（生涯学習課）を中心に、学校図書館教育担当教諭や読み聞かせ団体、町図書室職員など読書活動の担い手と定期的に意見交換を行い、各施策の実施状況や実施する上での問題点などを整理し、計画内容と実際の進捗状況の点検・評価を行います。

また、社会や経済情勢、子どもを取り巻く読書環境の変化などに応じて、新たな課題や計画内容との乖離がみられる場合などは、各施策の改善や計画の見直しを行います。

資料編

1 計画の策定経過

年	月	日	内容
2025	2	28	令和6年度第2回豊山町生涯学習推進審議会 【議題（1）】豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について①
		16	令和7年度第1回豊山町読書活動連絡会 【議題（2）】子ども読書活動推進計画（第4次）策定について
		30	住民用アンケートの実施【保育園児の保護者】 町内保育園児の保護者に配布
		31	住民用アンケートの実施【小中学生及び保護者】 ※ホーム&スクールに掲載
	8	8	住民用アンケートの実施【高校生】 ※対象宅にはがきを郵送
		15	担い手用アンケートの実施【町図書室職員及び読み聞かせ団体（社会教育センター）】 ※対象者にアンケート通知を配布
		20	担い手用アンケートの実施【学校図書室職員及び読み聞かせ団体（学校）】 各学校にメール送付
			住民用アンケートの実施【幼稚園児の保護者】 ※天使幼稚園児（豊山町在住）の保護者にアンケート通知を配布
	11	12	令和7年度第2回豊山町読書活動連絡会 【議題（2）】子ども読書活動推進計画（第4次）策定について
	12	16	令和7年度第1回豊山町生涯学習推進審議会 【議題（1）】豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について②
2026	1	28	令和7年度第3回豊山町読書活動連絡会 【議題（1）】子ども読書活動推進計画（第4次）策定について
		9	全員協議会
		20	パブリックコメントの実施（～3/6）
	3	23	令和7年度第2回豊山町生涯学習推進審議会 【議題（1）】豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について③
			子ども読書活動推進計画（第4次）策定

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日
法律第 154 号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年 6 月 28 日
令和元年法律第 49 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

1 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

3 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

（基本計画）

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第 11 条 国及び地方公共団体は、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第 18 条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第 12 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第 16 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 豊山町生涯学習推進審議会条例

豊山町生涯学習推進審議会条例

平成 16 年 3 月 31 日
条例第 2 号

(設置)

第 1 条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議をする。

- (1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- (4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係町民団体の代表者
- (4) 生涯学習ボランティアの代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月16日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5 用語説明

不読率

1か月間に1冊も本を読まなかつた人の割合。

学校読書調査

全国学校図書館協議会が児童生徒の読書状況や読書習慣を把握するために行う調査で、読書活動の充実や支援策を検討する基礎資料として活用される。

ブックスタート事業

保健センターで行われる乳幼児の3か月児童健康診査を受ける子どもとその保護者を対象に、絵本の配布及び読み聞かせを行う子育て支援の取り組み。

セカンドブック事業

3歳の子どもに絵本をプレゼントする子育て支援の取り組み。3歳児健康診査のお知らせと一緒に絵本の引換券が配布され、社会教育センター図書室で絵本を受け取る。

図書室資料貸出し利用カード

町図書室において本の貸出の際に用いる貸出しカード。町内外問わずすべての人が町図書室において発行することができる。

在架予約システム

図書館の本が棚にある状態でも、利用者が事前に予約できる仕組みで、効率的に本を借りられるようにするシステム。

読書週間

10月27日から11月9日までの文化の日を中心とした2週間、読書を推進する行事が行われている。

除籍図書

図書館（室）で所蔵していた図書を、蔵書リストから外した図書。豊山町では、除籍図書は主に町内公共施設への譲渡または、利用者へ無償譲渡する。

大活字本

文字を通常より大きく印刷した本。文字が大きく読みやすく、行間や余白が広くとられている。

電子書籍

紙ではなくスマートフォンやタブレットなどの端末で読むことができるデジタル形式の書籍。

相関関係

相関関係とは、2つ（またはそれ以上）の事柄の間に、変化のしかたの傾向が見られる関係のこと。正の相関関係は、一方が増えると、もう一方も増えること。負の相関関係は、一方が増えると、もう一方は減る。

保護者の関与

子どもの読書（雑誌、マンガ、記事除く）推進のための保護者の関わり。

（例）読み聞かせ、本の入手、読書に関するイベント等への参加など

子どもの読書冊数（自主的）

学校の授業や宿題とは関係なく自ら進んで読んだ本（雑誌、マンガ、記事除く）の冊数。

子どもの読書頻度（自主的）

学校の授業や宿題とは関係なく自ら進んで本（雑誌、マンガ、記事除く）を読む頻度。

読書通帳

読んだ本のタイトルや読んだ日付、感想などを記録するための手帳。読書の積み重ねを見る形にすることができる。

図書室体験

子どもたちが図書の整理や貸出・返却などの仕事を体験することで、本や図書室の仕組みを学び、責任感や読書、図書室への関心を高めるイベント。

ビーズクッション

小さな発泡ビーズを詰めた柔らかい座布団型のクッションで、体にフィットしてリラックスできる椅子や寝転び用の家具。

P D C Aサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）

発 行：豊山町教育委員会事務局生涯学習課

社会教育センター

発行年月：令和8年3月

〒480-0202

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字和合 72 番地

電話：0568-28-5335 FAX：0568-29-0719